北名古屋市監査公表第１７号

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第１２項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

　　令和元年６月２０日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　大　野　　厚

３１北施第２１４号
令和元年５月３１日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　大　野　　厚　　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和元年５月１５日付け３１北監第３８号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜施設管理課＞

１　【監査委員意見】

⑴　道路占用料、法定外公共物使用料及び屋外広告物許可手数料について、自主財源であることや公平性の原則から、新規申請及び除去申請並びに収入の管理については、今後も適正な管理をされたい。

⑵　児童遊園維持管理業務について、市民団体に委託する場合の事務取扱いが確立されていないため、関係部署において問題点を共有し、契約のあり方や支払い内容の見直しも含めて検討されたい。

２　【措置状況】

⑴　道路占用料、法定外公共物使用料及び屋外広告物許可手数料における、新規申請及び除去申請並びに収入の管理については、今後も適正な管理に努めます。

⑵　児童遊園維持管理業務を市民団体に委託する場合の事務取扱については、関係部署と問題点を共有し、契約のあり方や支払い内容の見直しも含めて検討します。

３１北商第　１８６　号
令 和 元 年 ６ 月 ７ 日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　大　野　　厚　　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和元年５月１５日付け３１北監第３８号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜商工農政課＞

１　【指摘事項】

⑴　収入事務について

農業塾の実施において、執行伺が作成されていなかった。

２　【措置状況】

指摘事項については、令和元年度から執行伺を作成しております。

３　【監査委員意見】

北名古屋市カード事業協同組合によるポイントカード事業について、民間企業のポイントカード事業やキャッシュレス決済が浸透しつつあり、市民の消費行動の変化や決済手段の多様化が進んでいるなかで、その公益上の必要性と効果を再確認し、事業の見直しを検討していただきたい。

４　【措置状況】

経済社会の変化は大きくかつ多様化しており、北名古屋市カード事業協同組合による事業の見直しを検討する必要があると考えています。今後、協同組合と北名古屋市商工会とともに、商業振興に向け協議検討していきます。